

令和6年度第3回埼玉県さいたま地域医療構想調整会議 次第
(書 面 開 催)

令和7年1月9日(木)

○ 議 題

(1) 有床診療所の開設について

○ 資料一覧

議題全般関係

- ・ 議題説明要旨
- ・ 別紙様式1 議事に対する意見書(議題(1))

議題(1) 関係

- ・ 資料1 有床診療所の開設について 1
- ・ 参考資料1 有床診療所の届出に関する指導要綱 6

令和6年度第3回埼玉県さいたま市地域医療構想調整会議 議題説明要旨

- さいたま圏域内の有床診療所の開設について諮問したいとさいたま市から申し出があり、2月に開催予定である埼玉県医療審議会に付議する案件に該当するため、事前に埼玉県さいたま地域医療構想調整会議にて、取り急ぎ御意見をお伺いする議題とさせていただきたいことから、書面開催を実施させていただきました。

議題（1）有床診療所の開設について（議題提出：さいたま市保健所）

【資料1】有床診療所の開設について

【参考資料1】有床診療所の届出に関する指導要綱

- このたび、さいたま市緑区での有床診療所の開設の申出がありました。
有床診療所を開設する場合、医療法に基づく許可等の手続きを行うこととされております。
埼玉県では、埼玉県地域保健医療計画との整合性を図るために、「有床診療所の届出に関する指導要綱」において、有床診療所の開設等の許可を申請しようとする者は、許可申請に先立ち事前協議を行うこととしております。
この場合において、あらかじめ地域医療構想調整会議の意見を確認した上で、埼玉県医療審議会へ報告しその意見を踏まえて県が承認することとしていることから、今回、皆様の御意見をお伺いさせていただくものです。
(参考資料1(P.6) 有床診療所の届出に関する指導要綱第4条1項)
- 「資料1」(P.1)を御覧ください。
令和7年5月をもって開設者が個人から法人へ変更予定のため、法人開設となっても、個人開設者で令和元年9月30日に承認されている現状の病床数(救急医療 2床)を維持継続したいことから、「医療法人社団星蘭会 設立代表者 星合 繁」より事前協議申出書(有床診療所の一般病床)が提出されたものです。

- さいたま市保健所では、事前協議申出書及び財務諸表、医療従事者名簿等を精査した結果、有床診療所の開設を認めて差し支えないものと考えております。
- つきましては、御意見を、別紙様式1「令和6年度第3回埼玉県さいたま地域医療構想調整会議 議事に対する意見書（議題（1）」に御記入ください。
- 本書面開催での議題は以上になります。

御回答いただきました意見書につきましては、

- ・ 別紙様式1「令和6年度第3回埼玉県さいたま地域医療構想調整会議 議事に対する意見書（議題（1）」は、令和7年1月16日（木）までに、メールにて御提出いただけますようお願い申し上げます。

※ 提出先アドレス：a3510-13@pref.saitama.lg.jp